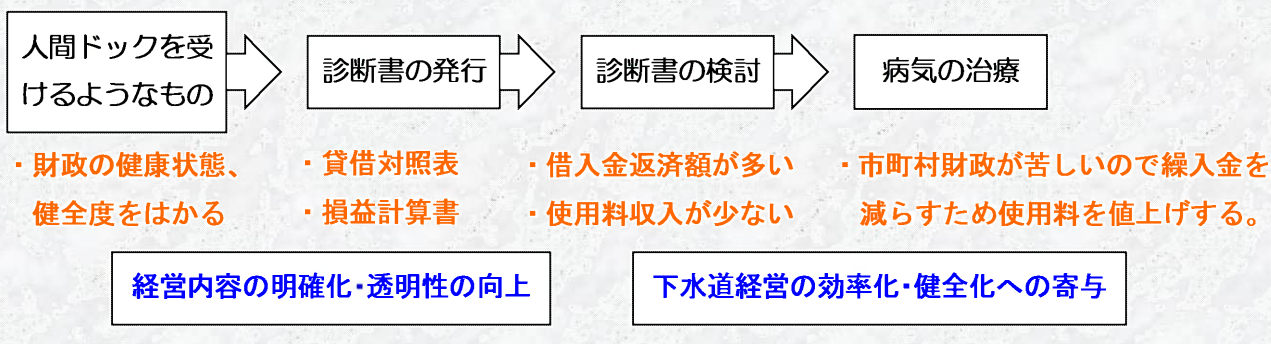


# 下水道事業の地方公営企業法適用化

## 目的

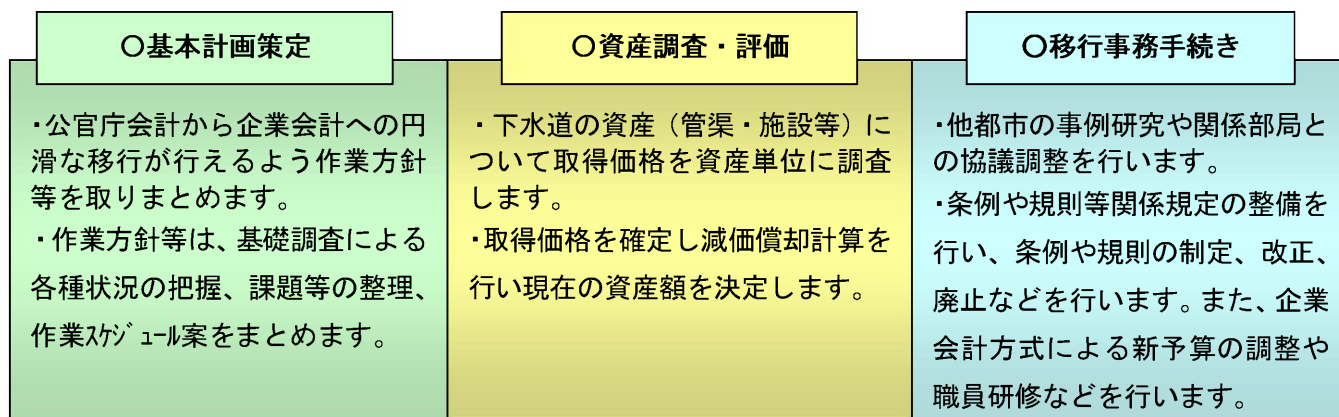
総務省から法適用の新たなロードマップが示されました。人口3万人以上の団体では、平成32年4月までの法適用が進められていましたが、人口3万人未満の団体でも平成36年4月までの法適用が求められています。日本下水道協会から「下水道事業における企業会計導入の手引き2015年版」が刊行されています。経費負担の原則を明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等の作成を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることを目的に、全ての団体で地方公営企業法の法適用が急務となっています。

### 新地方公会計制度の導入により、下水道事業の地方公営企業法適用化が促進



わたしたちは、地方公営企業会計移行業務の基本計画策定から、下水道資産の調査及び評価・移行事務手続きの支援を行い、打ち切り決算までの移行業務全般をサポートします。

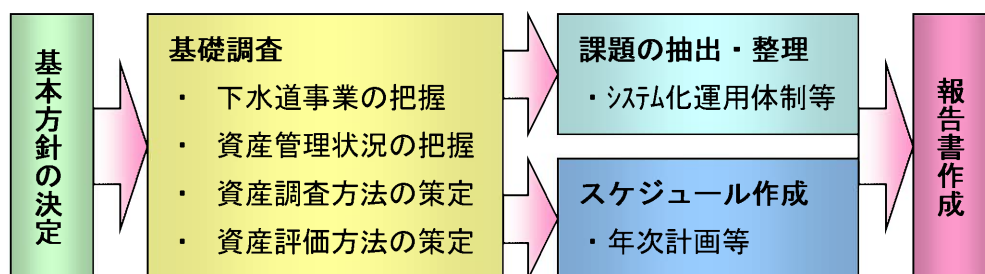
## 内容



## 技術ポイント

### (1) 基本計画策定

地方公共団体の状況を調査し、下水道事業を取り巻く環境や財源、市議会の意向、部局におけるこれまでの検討などを考慮して、基本計画策定を行います。



**(2) 資産調査**

資産調査は設計図書等の資料を整理分析します。下水道台帳と関連付けをおこないながら、資産ごとに取得の原因、取得年度、取得に当たった財源を把握整理します。下水道台帳・財務会計システムとの整合性を考慮した調査を行います。



(下水道台帳との関連付け)

**(3) 資産評価**

契約図書等の整理分析を行い、資産ごとの取得価額を確定します。不明資産については、現地調査を行い、台帳等から布設・設置年度を特定し、工事実績をもとにした年度別単価表を作成して評価基準の作成を行います。

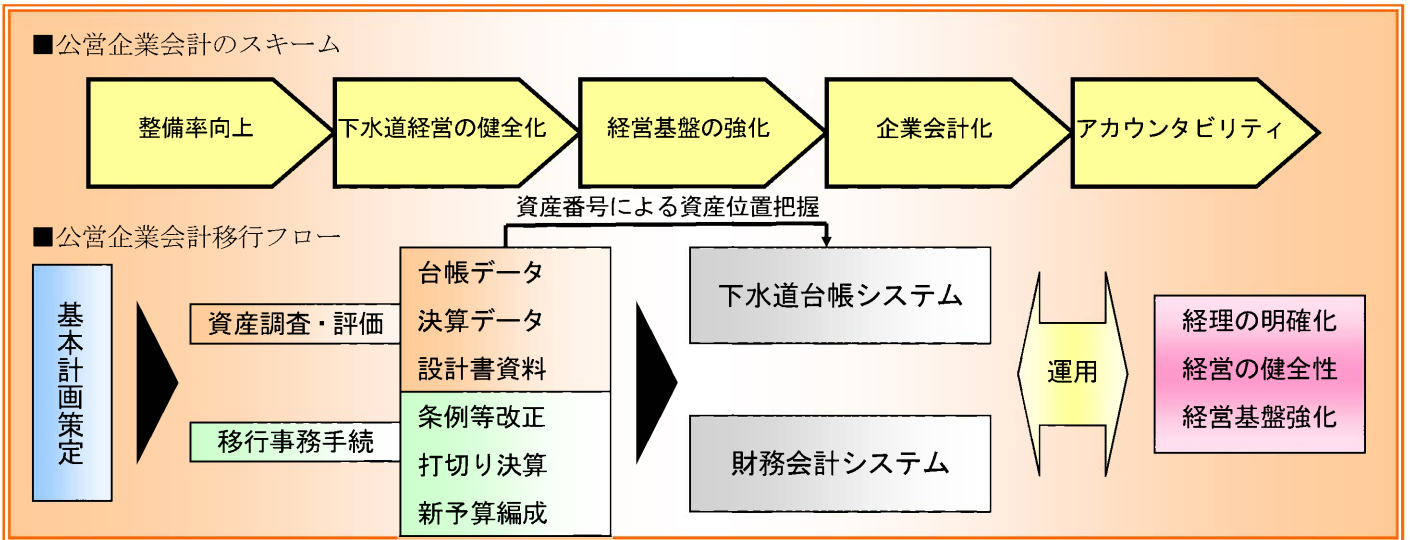
**(4) 移行事務手続き**

すでに法適用を実施している他都市の事例を参考に、最も適切な手法を選択します。移行事務の方針等を関係部局へ周知し、出納経理等についての協議調整は公認会計士指示のもと行います。また、規程の整備、金融機関等との調整、打ち切り決算等についても、公認会計士等の研修を行いますので、事務引継ぎを安心して行うことができます。



**事業の流れ〔当社の実施範囲〕**

財務会計システムの構築は、専門協力会社の支援を受けて対応しています。



**当社実績**

- |     |                                      |        |
|-----|--------------------------------------|--------|
| H30 | 「小林市公共下水道事業地方公営企業法適用移行支援業務委託」        | 宮崎県小林市 |
| H28 | 「瑞穂市下水道事業固定資産調査及び評価業務委託」             | 岐阜県瑞穂市 |
| H28 | 「簡易水道事業固定資産調査・評価業務委託」                | 静岡県函南町 |
| H18 | 「大津市公共下水道事業の企業会計移行に係る資産調査・評価業務委託その2」 | 滋賀県大津市 |
| H16 | 「大津市公共下水道の地方公営企業法適用化にする基本計画策定業務委託」   | 滋賀県大津市 |

**玉野総合コンサルタント株式会社**

お問合せ	営業企画室	TEL. 052-979-9220	FAX. 052-979-9219
	技術企画室	TEL. 052-979-3960	FAX. 052-979-3970